

医療的ケア児支援センターの設置による医療的ケア児やその家族への支援（イメージ）

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の基本理念の実現

- 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援 ■ 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援 等

どこに相談すれば良いか分からない、医療的ケア児やその家族の様々な相談について、医療的ケア児支援センターが総合的に対応する。

医療的ケア児支援センター （都道府県）

● 家族等への相談、情報提供・助言等

- ▶ 家族等からの **様々な相談に総合的に対応**。
（相談内容に応じて、市町村や相談支援事業所等に所属する医療的ケア児等コーディネーター等、地域の適切な者に繋ぐ。必要に応じて関係機関間を繋ぎ、検討体制を整える等）。
- ▶ 家族等への **地域の活用可能な資源の紹介**を行う。

等

※医療的ケア児等コーディネーターの配置を想定。
※都道府県が自ら行う場合も含む。
※社会福祉法人等と役割分担して実施することも可能。



管内の情報の集約

● 関係機関等への情報の提供及び研修

- ▶ 管内の医療的ケア児やその家族の **ニーズの地域への共有**を行う。
- ▶ 好事例や最新の施策等の **情報収集・発信**を行う。
- ▶ 医療的ケア児等支援者養成研修等の **研修を実施**する。
- ▶ 地域の関係機関からの **専門性の高い相談に対する助言等**を行う。

等

- ・調整困難事例の相談
- ・地域の医療的ケア児の状況の共有

市町村等（地域の支援の現場）

障害者就業・生活支援センター
ハローワーク 等



訪問看護ステーション

医療機関

障害児通所支援事業所



市役所

医療的ケア児やその家族を支援する多職種による連携体制の構築

学校

保育所・幼稚園

相談支援事業所

支援の実施

医療的ケア児に係る様々な相談

先々の子育ての見通しが見つからない。。

仕事と育児を両立させたい。。

兄弟に関わる時間がとれない。。

緊急時の預け先がない。。

夜間のケアがづらい。。

センター設置により相談先が明確化。

医療的ケアのある子どもとその家族



どこに相談すれば良いか分からない。。



- ▶ センターや地域の医療的ケア児等コーディネーターの仲介等により、医療的ケア児に係る支援に当たっての協力関係を構築する。
- ▶ 個々の医療的ケア児やその家族への支援を、医療・福祉・教育・（年齢によっては就労）が情報を共有しながら実施。
- ▶ 地域の医療的ケア児やその家族への支援について、どのような支援が必要か、関係機関間で協議を行う。